

伊丹市DV防止・被害者支援計画 ～第4期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～(案)の概要①

1 計画策定について

- (1) 計画策定根拠
- ① 配偶者暴力防止法第2条の3第3項の市町村基本計画
 - ② 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、困難女性支援法という)第8条第3項の市町村基本計画

(2) 計画期間

令和7(2025)年度から令和8(2026)年度

DV防止対策、困難な問題を抱える女性への支援(以下、困難女性支援という)として、実施されるべき本計画の施策内容は、男女共同参画計画に関する施策と関連性があります。そのため、計画期間は、令和7(2025)年度から令和8(2026)年度までの2か年とし、以降は次期男女共同参画計画と本計画を統合することにより、令和9(2027)年度以降、男女共同参画、DV防止対策及び困難女性支援の施策を総合的に進めていきます。

2 本市におけるDV相談の状況

伊丹市では、平成22年にDV相談室を設置し、他の相談機関と連携しながら、被害者の早期発見から相談につなげるとともに、適切な保護や自立支援の中心的役割を担っています。

(参考) DVに関する延べ相談件数・人数等

相談種別／年度	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
DV相談(件)	683	825	1062	812	966
その他相談(件)	55	47	31	87	77
DV相談における 実人数(人)	264	290	333	298	242

3 市民意識調査(令和2年度実施)

- (1) 何らかの暴力被害があった人の被害後の対応については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」とする回答が50.8%と最も高く、約5割が相談していない状況です。次いで、「友人・知人」への相談の割合が28.9%となっています。被害者自身又は周囲の発見から、早期に専門機関の相談につながるための周知の工夫が求められます。
- (2) 配偶者等からの暴力の防止や被害者支援のための各施策について、望まれている施策の上位3つは、「被害を受け、悩んでいる人に対する情報提供や相談体制を充実する」(53.2%)、「被害者が避難できる場所の整備など保護体制を充実する」(49.9%)、「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」(49.1%)となっています。

4 第3期計画(R2～R6)における取組状況

第3期計画では、4つの基本方針に基づき取組を進めてきました。取組のうち、特に進んだものと大きく課題の残ったものは下表のとおりです。

○取組のうち特に進んだもの ▲課題の残ったもの

主な取組状況(体系別)

基本方針Ⅰ 相談・発見・通報体制の充実

- 男女共同参画センター開設による専門相談窓口の充実
- 市内公共施設等にDV相談案内カードの配布
- 職務関係者に対するDVについての研修実施による相談窓口、通報体制の充実・周知
- 困難事例に対応するための関係課との連携

基本方針Ⅱ 迅速で安全な保護体制の充実

- 保護命令制度活用に関する情報提供・手続き等の支援
- 多様なニーズに応じた被害者の安全確保
- 被害者の情報保護・管理の徹底
- ▲ 緊急時の医療対応や心理的ケア

基本方針Ⅲ 自立支援体制の充実

- 行政・司法手続に係る相談員の同行支援や関係課関係機関と連携した安全確保
- 自立支援に必要な情報の提供及び関係部局間の情報共有
- 同伴児童の心のケア、保育・就学についての相談支援
- ステップハウス等の住居の確保に係る支援
- ▲ 自助グループ、サポートグループ活動支援

基本方針Ⅳ DVを許さない社会づくり

～教育・啓発及び人材育成と連携強化、調査・研究の推進～

- DV防止セミナーの実施
- 市内教育機関におけるデートDV防止講座による若年層への啓発
- DV・デートDV防止の啓発パネル展や街頭啓発活動の実施
- ▲ 地域における被害者支援・啓発活動の団体、グループ、個人に関する情報収集と人材育成
- 兵庫県主催の会議等でDVの事務取扱に係る協議、各種研修会への派遣を通じた広域的な情報共有
- 市民意識調査におけるDV実態調査の実施及び事業への反映
- ▲ 企業等、民間事業者への啓発

伊丹市DV防止・被害者支援計画 ～第4期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～(案)の概要②

5 計画改定に関する課題(審議会の意見)

- (1) DV防止に向けた啓発・教育の推進
 - ① 市民への啓発の強化、企業や民間団体に対し、DVの理解を深めるための啓発及び情報提供活動の推進
 - ② 若年層に対し、性被害、デートDVなど将来のDV被害を防ぐための啓発の強化
- (2) 相談・発見・通報体制の充実
当事者が早期に相談窓口につながるためのDV被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見・通報体制の充実
- (3) 迅速で安全な保護体制の充実
 - ① 子ども、親族等の安全確保の強化
 - ② 被害者等の情報管理の徹底
- (4) 支援体制の充実
DV被害者が安心できる場として求められる自助グループの立上げやグループカウンセリングの継続実施
- (5) 推進体制の強化
 - ① 相談員の待遇改善、資質・技術向上のための支援
 - ② 法律改正等の情報収集の徹底

6 第4期計画の改正ポイント

- (1) 計画の対象
DV被害者及び
様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で
困難な問題を抱える女性(困難女性支援法による追加)
- (2) 体系
「啓発・教育」を先頭に、4つの基本方針から5つの基本方針と変更
- (3) 施策
 - ① 困難な問題を抱える女性への相談・支援
 - ② DV防止対策の啓発・教育、DV相談支援センター等の相談窓口の周知について、民間企業等との連携
 - ③ DV防止対策の啓発・教育について、Web媒体の活用
 - ④ DV防止・被害者支援について、配偶者暴力防止法、民法の改正等に対応できるよう情報収集、支援の充実

7 第4期計画の体系図

基本方針と重点施策 ※資料3 計画案のページ番号を表す

基本方針Ⅰ DV防止に向けた啓発・教育の推進

基本目標1. 市民への啓発の推進(P.13)

基本目標2. 学校等における教育・啓発の推進 (P.14)

<重点施策>

①市民への啓発 ②企業、団体への啓発 ③人権教育、性教育及び非暴力に向けての教育・啓発の推進 ④教職員等への研修の充実

基本方針Ⅱ 相談・発見・通報体制の充実

基本目標3. 相談体制の整備と充実・周知(P.15)

基本目標4. 早期発見・通報体制の充実(P.16)

<重点施策>

①相談窓口の市民への周知 ②保健・医療関係者、救急隊員、福祉関係者、学校教育関係者等への早期発見と相談窓口、通報方法の周知

基本方針Ⅲ 迅速で安全な保護体制の充実

基本目標5. 当事者の心身の安全の確保(P.17)

基本目標6. 当事者に関する情報の保護(P.18)

<重点施策>

① 迅速な安全確保体制の強化と多様なニーズに応じた保護体制の充実
② 関係部局による被害者等の情報管理の徹底

基本方針Ⅳ 支援体制の充実

基本目標7. 生活の安定に向けた支援(P.19)

基本目標8. 心身の回復に向けた支援(P.20)

基本目標9. 就労に向けた支援(P.21)

基本目標10. 同伴児童等への支援(P.21)

<重点施策>

①当事者に必要な情報提供の充実と、関係機関による適切な支援
②自助グループの活動支援と安心できる居場所づくりのための支援

基本方針Ⅴ 推進体制の強化

基本目標11. 支援に関わる人材の育成と資質の向上(P.23)

基本目標12. 関係機関との連携推進(P.23)

基本目標13. 民間支援団体との連携・協働の推進(P.24)

基本目標14. DV防止に関する調査研究の推進(P.25)

<重点施策>

①相談員の技術向上及び支援体制の充実 ②国・県等のDV防止に関する情報の収集